

全国健康保険協会宮崎支部
「職場の健康づくりサポート事業に係る
スポーツジムの優待サービス提供事業者」の募集
公募要領

本事業の参加事業者を公募します。

1. 事業名

全国健康保険協会宮崎支部「職場の健康づくりサポート事業に係るスポーツジムの優待サービス提供事業者」の募集

2. 事業の目的

全国健康保険協会宮崎支部(以下「協会支部」という)と参加事業者が連携し、協会支部の健康保険委員在籍事業所および健康宣言事業所の被保険者および被扶養者(以下「対象加入者」という)に対するインセンティブとして、スポーツジムの優待サービスを活用し、健康づくりのフォローアップを行うことで、対象加入者の健康づくり促進や健康意識の醸成を図ることを目的とします。

3. 事業の概要

(1) 協会支部は、応募があった事業者から参加事業者を採用します。

(2) 参加事業者は、以下の内容を実施します。

- ① 協会支部の対象加入者に対し、スポーツジムの優待サービスを提供する。
- ② 対象加入者に提供する優待サービスの情報について、スポーツジムのホームページに専用ページを作成し、当該ページの URL と二次元バーコードを協会支部へ提出する。
※作成する専用ページの掲載内容については予め協会支部の承認を得ること。
※作成した専用ページの掲載内容に変更があれば都度ページの更新を行う。
- ③ 優待サービスの利用状況を毎月協会支部に報告する。

(3) 本項(2)にかかる費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(4) 協会支部は、以下の内容を実施します。

- ・協会支部のホームページで専用ページを作成し、優待サービス提供事業者の一覧を掲載する。
- ・協会支部が行っている職場の健康づくりサポート事業の一環として、対象加入者が所属する事業所に対し、本事業に係る優待サービス提供事業者について情報提供を行う

機密性 1

う。

※本事業に係る優待サービス以外の広報は、一切行わないものとする。

4. 優待サービスの内容について

優待サービスは、以下の項目を満たしているものに限ります。

- (1) 運動習慣の定着につながる内容であること
- (2) 事業者が通常提供しているサービスより付加価値の高いサービスであること
- (3) 利便性が確保されていること
- (4) 利用対象者間で公平性を欠く要素がないこと
- (5) 対象加入者の健康づくり促進や健康意識の醸成を図るうえで優待サービスとして相応しいと判断できるもの

5. 優待サービスの提供期間

原則として、覚書を締結した日から当該年度の3月31日までとします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、協会支部、参加事業者のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とします。

6. 応募の条件

- (1) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (2) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (3) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険または船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がない者であること(健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (4) 本事業の履行にあたって知りえた情報について、個人情報保護に関する法令およびガイドラインを遵守すること。
- (5) 本事業の履行にあたっては、社会規範および公序良俗等に反しないこと。
- (6) 宮崎県内にスポーツジムの施設を有していること。
- (7) スポーツジム施設のホームページを有していること。

7. 応募の方法

- (1) 応募に必要な書類は、次の①～⑥のとおりとします。
 - ① 応募用紙(様式1)
 - ② 会社概要および事業概要(様式2)

機密性 1

- ③ 提供する優待サービスの内容がわかるもの(任意様式)
 - ④ 個人情報の管理体制(責任者、施錠・入退室管理、規定や規則・方針等)がわかるもの(任意様式)
 - ⑤ 直近 1 年間の社会保険料納付がわかるもの(領収書(写)、納付証明書等)
 - ⑥ 通常提供しているプランや料金等がわかるもの(任意様式)
- (2) 提出先は次のとおりです。
- 〒880-8546 宮崎県宮崎市橘通東 1-7-4 宮銀ビル 5 階
全国健康保険協会宮崎支部 企画総務グループ 中本
TEL 0985-35-5364 音声案内ガイダンス「4」企画総務グループ
- (3) 応募書類は、郵送または持参により提出してください。

8. 参加事業者の採用

- (1) 公正に参加事業者を採用するため、別途「参加事業者採用要領」を定め「参加事業者採用委員会」を設置し、採用の可否を判断します。
- (2) 採用の可否を判断するにあたり、プレゼンテーションを依頼する場合がございます。その場合は当協会からご連絡いたしますので、連絡を受けた事業者は決められた日時に当協会までお越しください。なお、当協会までの交通費等はすべて応募者の負担とします。
- (3) 採用の可否は、応募があったすべての事業所に文書で連絡します。なお、採用の可否に至るまでの経緯と理由については、お応えできませんのでご了承ください。

9. 覚書の締結と優待サービスの提供開始

優待サービスの提供にあたっては、参加事業者と協会支部で覚書を締結し、優待サービスの提供を開始していただきます。

10. 提供書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します(協会支部内での使用に限ります)。

11. その他

- (1) 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式 3)を提出してください。辞退することによって、今後の協会支部との契約等について不利益な取り扱いをするものではありません。
- (2) 本事業の応募に要するすべての費用は応募者の負担とします。
- (3) 次の事項に該当した場合は、応募失格になる場合があります。
 - ① 応募書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合

機密性 1

- ② 協会支部職員または本事業関係者に対して、応募に関わる不正な接触の事実が認められた場合

【本事業担当者連絡先】

住所：〒880-8546 宮崎県宮崎市橘通東 1-7-4 宮銀ビル 5階

担当：全国健康保険協会宮崎支部 企画総務グループ 中本

電話：0985-35-5364 音声案内ガイダンス「4」対応時間：8：30～17：00

FAX：0985-35-5393